

## 改正の概要

物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領（No. 12）

### 1 山口市職務権限規程の改正に伴うもの

職務権限規程の改正（令和8年4月1日施行）における、専決区分の基準の引上げ及び支出負担行為の次長専決区分を廃止に伴い、本要領別表第1に定める区分についても同規程の改正に合わせて組織構成の区分の引上げ等を行うもの。

### 2 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表 (R8.4.1 改正)

(No.12) 物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領

新			旧					
別表第1 (第4条第1項関係) プロポーザル審査委員会			別表第1 (第4条第1項関係) プロポーザル審査委員会					
区分	委託(工事以外)	設計金額が100万円を超えるもの	設計金額が100万円以下のもの					
	物品購入	設計金額が100万円を超えるもの	設計金額が100万円以下のもの					
	上記以外	右記以外のもの	山口市職務権限規程別表1課長の欄に掲げるもの					
組織	会長	部長	部長			部次長	課長	
	委員	理事、部次長、参事、部内の各課長、政策管理室の室長補佐	理事、部次長、参事、部内の各課長、政策管理室の室長補佐			参事、部内の各課長、政策管理室の室長補佐	政策管理室の室長補佐、主管課の副参事、主幹及び副主幹	
庶務	政策管理室		政策管理室			政策管理室	主管課	
評価委員会の組織例	委員長	部次長	部次長			部内の課長(主管課長以外)	政策管理室の室長補佐	
	委員	主管課長、主管課の副参事、主幹及び副主幹 外部委員可	主管課長、主管課の副参事、主幹及び副主幹 外部委員可			主管課長、政策管理室の室長補佐、主管課の副参事、主幹及び副主幹 外部委員可	担当副参事、主幹及び副主幹、担当職員、主管課の副参事内主幹(副主幹) 外部委員可	
区分	委託(工事以外)	設計金額が2000万円を超えるもの	設計金額が1000万円を超え2000万円以下のもの	設計金額が100万円を超え1000万円以下のもの	設計金額が50万円を超え100万円以下のもの	設計金額が50万円以下のもの		
	物品購入	左記以外のもの		設計金額が1000万円を超え1000万円以下のもの	設計金額が100万円を超え1000万円以下のもの	設計金額が50万円を超え100万円以下のもの	設計金額が50万円以下のもの	
	上記以外			上記に定めるもののほか、山口市職務権限規程別表1副市長の欄に掲げるもの	上記に定めるもののほか、山口市職務権限規程別表1部長の欄に掲げるもの	上記に定めるもののほか、山口市職務権限規程別表1部次長の欄に掲げるもの	上記に定めるもののほか、山口市職務権限規程別表1課長の欄に掲げるもの	
組織	会長	部長			部次長	課長		
委員	理事、部次長、参事、部内の各課長、政策管理室の室長補佐			参事、部内の各課長、政策管理室の室長補佐			政策管理室の室長補佐、主管課の副参事、主幹及び副主幹	
庶務	政策管理室			政策管理室			主管課	
評価委員会の組織例	委員長	部次長			部内の課長(主管課長以外)			
	委員	主管課長、主管課の副参事、主幹及び副主幹 外部委員可			主管課長、政策管理室の室長補佐、主管課の副参事、主幹及び副主幹 外部委員可			担当副参事、主幹及び副主幹、担当職員、主管課の副参事内主幹(副主幹) 外部委員可

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。